

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

株式会社ネオス

2025年10月1日
派14-300629

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。消費税抜。)

■ 2025年度

※対象期間は決算期を区切りとする。

2025 年度		期間: 2024年10月1日 ~ 2025年 9月30日					
派遣労働者の数	12人						
派遣先の数	4社						
派遣料金の1人あたり平均額	34,458 円	(1日8時間あたり換算)					
派遣社員の平均賃金	22,311 円	(1日8時間あたり換算)					
マージン率	35.2%						
教育訓練に関する事項		教育訓練の種類	対象者	実施人数	方法	賃金支給状況	労働者の費用負担
	派遣前教育 ・派遣の制度について ・派遣先の仕事について	新規登録者	1人	Off-JT	有給	なし	
	安全教育 ・構内立入安全教育	派遣労働者	12人	Off-JT	有給	なし	
	実務訓練 ・現場作業研修 ・スキルアップ研修 他	派遣労働者	12人	OJT	有給	なし	
キャリア・コンサルティング 相談窓口	代表取締役会長 豊永 尚樹		TEL: 044-850-4511				
福利厚生	各種社会保険加入 健康管理支援(定期健康診断・産業医面談等) 関東ITソフトウェア健康保険組合運営の保養所利用 退職金制度						等

◆派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等64.75%で、マージン率には下記事項が含まれています。

事業主として、負担すべき健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険の費用となる社会保険料
派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用
資格取得支援および教育研修費用、福利厚生費
営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者的人件費
オフィス賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用
教育訓練や技能講習、研修等の補助支援費用
退職金制度費 営業利益 等

◆派遣労働者の待遇の決定に係る、労使協定を締結しております。

・協定書の有効期間終期: 2026年3月31日
・協定対象者の範囲 : 派遣先でシステムエンジニアリング及びプログラミングに関わる業務に
従事する従業員

以上